

指定介護老人福祉施設 利用料金表

1. サービス利用料金 地区区分単価 1級地【特別区】¥10.90

○令和3年8月1日以降(3割負担)

(日額)

個室	サービス費 (10割)	入居者負担額 (3割)	居住費	食費	入居者負担額
要介護1 573単位	6,245円	1,874円	1,171円	1,445円	4,490円
要介護2 641単位	6,986円	2,096円			4,712円
要介護3 712単位	7,760円	2,328円			4,944円
要介護4 780単位	8,502円	2,551円			5,167円
要介護5 847単位	9,232円	2,770円			5,386円

特別養護老人ホーム羽田におきましては、個室のご利用でも旧基準を経過措置で満たしており、利用料(滞在費)は多床室と同じになります。

多床室	サービス費 (10割)	入居者負担額 (3割)	居住費	食費	入居者負担額
要介護1 573単位	6,245円	1,874円	855円	1,445円	4,174円
要介護2 641単位	6,986円	2,096円			4,396円
要介護3 712単位	7,760円	2,328円			4,628円
要介護4 780単位	8,502円	2,551円			4,851円
要介護5 847単位	9,232円	2,770円			5,070円

【外泊、短期入院時】

ご契約者が、外泊または入院された場合の料金は、外泊時費用及び居住費の負担限度額です。

外泊または入院の翌日から、ひと月に6日間を限度に請求いたします。なお、月をまたがった場合は、介護報酬の算定要件に応じます。

【その他加算】

加算名	サービス費 (10割)	入居者負担額 (3割)	該当加算○印
日常生活継続支援加算	392円	118円	○
看護体制加算			
(Ⅰ)口	43円	13円	○
(Ⅱ)口	87円	27円	
夜勤職員配置加算			
(Ⅰ)口	141円	43円	
(Ⅲ)口	174円	53円	○
準ユニット加算	54円	17円	
生活機能向上連携加算			
(Ⅰ)	1,090円	327円	
(Ⅱ)	2,180円	654円	
個別機能訓練加算			
(Ⅰ)	130円	39円	
(Ⅱ) (1月につき)	218円	66円	
ADL維持等加算			
(Ⅰ) (1月につき)	327円	99円	
(Ⅱ) (1月につき)	654円	197円	
若年性認知症入所者受入加算	1,308円	393円	
常勤医師配置加算	272円	82円	
精神科医師定期的療養指導	54円	17円	○
障害者生活支援体制加算			
(Ⅰ)	283円	85円	
(Ⅱ)	446円	134円	
外泊時費用	2,681円	805円	○
外泊時在宅サービス利用費用	6,104円	1,832円	

初期加算	327円	99円	○
再入所時栄養連携加算	2,180円	654円	○
退所時等相談援助加算			
退所前訪問相談援助加算	5,014円	1,505円	○
退所後訪問相談援助加算	5,014円	1,505円	○
退所時相談援助加算	4,360円	1,308円	○
退所前連携加算	5,450円	1,635円	○
栄養マネジメント強化加算	119円	36円	
経口移行加算	305円	92円	
経口維持加算			
(Ⅰ)	4,360円	1,308円	○
(Ⅱ)	1,090円	327円	○
口腔衛生管理加算			
(Ⅰ)	981円	295円	
(Ⅱ)	1,199円	360円	
療養食加算	65円	20円	○
配置医師緊急時対応加算			
(早朝・夜間)	7,085円	2,126円	
(深夜)	14,170円	4,251円	
看取り介護加算			
(Ⅰ)死亡日以前31日以上45日以下	784円	236円	○
死亡日以前4日以上30日以下	1,569円	471円	○
死亡日の前日及び前々日	7,412円	2,224円	○
死亡日	13,952円	4,186円	○
(Ⅱ)死亡日以前31日以上45日以下	784円	236円	
死亡日以前4日以上30日以下	1,569円	471円	
死亡日の前日及び前々日	8,502円	2,551円	
死亡日	17,222円	5,167円	
在宅復帰支援機能加算	109円	33円	
在宅・入所相互利用加算	436円	131円	
認知症専門ケア加算			
(Ⅰ)	32円	10円	
(Ⅱ)	43円	13円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,180円	654円	
褥瘡マネジメント加算			
(Ⅰ)	32円	10円	○
(Ⅱ)	141円	43円	○
(Ⅲ) (3月に1回を限度)	109円	33円	○
排せつ支援加算			
(Ⅰ)	109円	33円	
(Ⅱ)	163円	49円	
(Ⅲ)	218円	66円	
(Ⅳ)	1,090円	327円	
自立支援促進加算	3,270円	981円	
科学的介護推進体制加算			
(Ⅰ)	436円	131円	○
(Ⅱ)	545円	164円	
安全対策体制加算(入所者1人つき1回を限度)	218円	66円	

サービス提供体制強化加算			
(Ⅰ)	239円	72円	
(Ⅱ)	196円	59円	
(Ⅲ)	65円	20円	

介護職員処遇改善加算		
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数]×8.3%	○
(Ⅱ)	[介護報酬総単位数]×6.0%	
(Ⅲ)	[介護報酬総単位数]×3.3%	
介護職員等特定処遇改善加算		
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数]×2.7%	○
(Ⅱ)	[介護報酬総単位数]×2.3%	

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

2. 居室の明け渡し(契約書第20条に定める所定料金)

ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合、契約終了日から実際に居室が明け渡された日までにかかる日額料金は、次のとおりです。

なお、ご契約者が要介護認定から自立または要支援と判断された場合には、居室別の要介護1に相当する金額となります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
個室、多床室	6,245円	6,986円	7,760円	8,502円	9,232円	(日額)

3. 介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	1回 1,500円
複写物の交付	1枚 10円
行政手続きの代行	実費 (例:住民票300円など)

4. 居住費、食費の負担額(日額)

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

段 階 区 分			居 住 費		食 費	
所 得 区 分		利用料負担段階	個 室	多床室		
市 町 村 民 税	世 帯 課 税 者		第4段階	1,171円	855円	1,445円
	世帯 非課税者	本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が120万円超で、かつ、預貯金等の資産が500万円以下、(夫婦の場合は、1,500万円以下)の人	第3段階②	820円	370円	1,360円
		本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が80万円超120万円以下で、かつ、預貯金等の資産が550万円以下、(夫婦の場合は1,550万円以下)の人	第3段階①	820円	370円	650円
		本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が合計が80万円以下で、かつ、預貯金等:(単身)650万円、(夫婦の場合は1,650万円以下)の人	第2段階	420円	370円	390円
		生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者又は本人及び世帯全員が特別区民税非課税であって、老齢福祉年金受給者の人	第1段階	320円	0円	300円